

生けがき作り補助金

防災対策と緑化の一石二鳥

地震が起きたとき倒れる危険性のあるブロック塀の防災対策の一つとミドリ豊かな住みよい都市づくりの推進をはかるため、市はこの4月1日から「生けがき作り」をする市民に補助金を出すことになりました。

この生けがきは、樹木を带状に植え、竹、くい等の補助材料を使い長さ3m以上の垣

根で、高さ50cm以上の木を2mに4本以上を植え、一見して生けがきの外観がわかるものとされています。

補助金は1回限りで生けがき作りに要する経費の2分の1で限度額は3万円です。

補助金を受けようとする人は、市みどりの課(☎51-0123内線333)へ申請書を提出してください。

“おすすめする木は、

市みどりの課では、刈り込みに強く公害などにも強い木が最適として、次の木を植えてください…と推奨しています。

- ・サザンカ (ツバキ科)
- ・ツバキ (ツバキ科)
- ・サンゴジュ (スイカズラ科)
- ・ベニカナメモチ (バラ科)
- ・ウバメガシ (ブナ科)
- ・ネズミモチ (モクセイ科)
- ・イヌマキ (マキ科)
- ・モクセイ (モクセイ科)
- ・イヌツゲ (モチノキ科)
- ・セイヨウバクチノキ (バラ科)

国民年金の掛金に困っている人に

国民年金に加入しておかないと年をとってから、どこからも年金が受けられません。

こういうことのないよう若いうちから掛金を納めて老後の安心のために、みんな、そろって年金に加入しましょう。

いま市では、昭和53年7月1日から55年6月30日までの2ヵ年間の期限つきで当然、国民年金に加入しなければならない人および保険料を納めないため将来、年金を

受けられない人たちを救う「国民年金特例納付保険料の貸付」を4月1日から行います。

最高50万円を貸付け

この特例は、今回が最後で保険料を納めたくても納められない困っている低所得者を対象に貸付けしているものです。希望者は気軽に市庁舎3階北側の保険年金課へ☎51-0123内線264へご相談下さい。

- ・貸付けを受けられる人
住民登録し、1年以上市内に住んでいる人。今回の法律に該当する人で保険料の納付に困っている人。
- ・貸付け額
最高50万円、利率年3%
- ・償還の期間
1年すえ置、5年元利均等月賦償還
- ・保証人
1名

水洗便所の改造資金をあっ旋

昭和54年度初の試みとして市は既設の汲み取り便所やし尿浄化槽便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事を行う市民に無利息で20万円以内を融資あっ旋することになりました。

この水洗便所改造資金融資は4月1日から実施するもので、対象者は、富士見台および吉原下水道

処理区域と本年10月共用予定されている西部浄化センターの区域内の人たちです。

20万円を無利子で

あっ旋の額は1戸について20万円以内で融資を受けた月の翌月から24回の元金均等月賦償還で返すことになっており、利息は市が負

担します。融資を希望される人は申請書と連帯保証人、市税完納証明書を添えて市下水道課☎51-0123内線384へ申し込んで下さい。

現在、水洗化されている人口は吉原下水処理場が16,800人、富士見台下水処理場が4,770人の計21,000人で普及率は市人口の約11%にあたっています。

なお、今秋10月共用開始予定の西部浄化センターの下水処理能力は約49,500人が予定されています。